

歴史研究活動助成要項

1 研究助成の目的

飯田市歴史研究所（以下、「研究所」）の研究活動を質的に補佐する人材の確保、育成を図り、研究所の研究活動の基盤を拡充するために、研究所の活動と連携し、研究所の事業活動に直接的に寄与する団体等の研究活動を助成し、奨励することを目的とする。

2 対象とする専門分野

歴史関係全般

3 応募資格

- (1) 飯田市内又は下伊那郡内に住所を有する団体（以下、「研究団体」）
- (2) 大学の卒業論文又は修士論文を作成するための研究を行う者（以下、「研究者」）

4 研究期間

募集年度の2月末日まで

5 助成の条件

- (1) 飯田・下伊那地域の素材を用いたオリジナルな歴史研究の成果であること。
- (2) 新たに得た史料所在情報については、研究所に提供すること。
- (3) 研究成果の口頭による発表を所定の時期に研究所で行い、併せて研究所の刊行物を通じて公表することを原則とすること（やむを得ない理由から、他の刊行物を通じてその研究成果を公表する場合には、飯田市の研究活動の助成による研究成果である旨明記すること）。
- (4) 修士論文作成のための研究については、一の研究につき最長2年間の助成を可能とするが、申請は年度ごとに行うこと。なお、研究2年度目の申請に対しての助成決定は、研究初年度の中間報告の内容を踏まえて行うものとする。
- (5) 飯田市の補助金等交付規則を遵守すること。

6 助成金額

- (1) 助成金の額は、研究活動に要した費用に2分の1を乗じて得た額とし、研究団体及び大学卒業論文作成研究者については上限額を5万円とする。また修士論文作成研究者については、上限額を2年度で7万5千円とする。ただし、1年度で研究活動が終了する場合は上限額を5万円とする。
- (2) 前項の規定により算出された額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- (3) 助成対象となる経費は調査研究活動のため支出する以下のアからオに該当するもので、研究所が適当と認める金額とする。
対象から除外される経費は、人件費、備品購入費及び特定の個人に還元されるものの費用とする。また、旅費は市の規程に準ずる。
 - ア 旅費（交通費、宿泊費。ただし、通学及び帰省を伴う交通費は除く）
 - イ 消耗品費
 - ウ 謝礼
 - エ コピー代
 - オ その他 研究所が認めたもの

7 申請手続

- (1) 提出書類 様式1「歴史研究活動助成申請書」
様式2「研究計画書」
応募者が団体の場合、団体の概要、規約（様式は任意）
- (2) 提出期限 該当年度の6月末日まで（休所日にあたる場合は翌開所日）

8 審査方法

提出された書類及び内容の聞き取り等により、研究所が本事業に適した研究か否かを決定し、申請者に助成の可否を通知する。

9 実績報告

年度ごとに次の書類（いずれも任意様式）を実績報告として提出するとともに、口頭による研究成果発表（以下、「成果発表」）を研究所にて行うこと。（成果発表日時は研究所と協議を行う）

(1) 提出書類

- ア 研究団体、大学卒業論文作成研究者、修士論文作成研究者（研究が最終年度の者）
 - a 研究論文または研究報告書
 - b 研究経費内訳書（明細が分かる領収書を添付）
- イ 修士論文作成研究者で初年度の者（1年度で終了する者を除く）
 - a 中間報告書
 - b 研究経費内訳書（明細が分かる領収書を添付）

(2) 提出期限

いずれも該当年度の2月末日まで（休所日にあたる場合は翌開所日）

10 助成金額の確定

助成金額の確定は実績報告書類、内容の聞き取り及び成果発表により本事業の目的、助成条件に適したものか審査をし、本要項6に定めた経費のうち、研究所が適当と認められたものについて確定するものとする。